

第五回國會 大藏委員會會議錄第十五号

昭和二十四年四月十六日(土曜日)
午前十時五十分開議

出席委員 委員長 川野 芳滿君 理事 小峯 柳多君 理事 島村 一郎君 理事 塚田十一郎君 理事 宮崎 靖君 理事 田中織之進君 理事 風早八十二君 石原 登君 高間 松吉君 岡野 清豪君 小山 長規君 北澤 直吉君 佐久間 徹君 前尾繁二郎君 三宅 則義君 吉田 省三君 宮腰 喜助君 河田 賢治君 内藤 友明君 河口 陽一君	出席政府委員 (經濟安定本部) 財政次官 渡邊喜久選君 總務次官 佐藤 一郎君 (理財局長) 伊原 隆君 (大藏事務官) 村岡 信勝君 (貿易廳長) 森岡謙一郎君 商工事務官 大藏事務官 山本菊一郎君 委員外の出席者 大藏事務官 森岡謙一郎君 專門員 黒田 久太君 專門員 椎木 文也君
---	--

米國対日援助見返資金運営に関する決議案に関する件 請願 一 宮崎縣の煙草耕作面積増加の請願(川野芳滿君外五名紹介)(第一一七号) 二 日田稅務署復活の請願(井出 一太郎君外一名紹介)(第三七号) 三 松山港を開港場に指定の請願(川端佳大君紹介)(第五五号) 四 煙管に対する物品稅の免稅点に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第六〇号) 五 銀めつき洋食器に対する物品稅減額の請願(塚田十一郎君紹介)(第六一号) 六 毛皮業者に対する物品稅徵收に関する請願(天野公義君紹介)(第七〇号) 七 高崎地方專賣局高田出張所復活の請願(塚田十一郎君紹介)(第九四号) 八 人絹織物消費稅輕減の請願(高木吉之助君外九名紹介)(第九五号) 九 煙火類に対する物品稅輕減の請願(福田篤泰君紹介)(第一〇四号) 一〇 化粧品に対する物品稅輕減の請願(塚田十一郎君外一名紹介)(第一〇九号) 一一 茶に対する物品稅輕減の請願(宮崎靖君紹介)(第一一五号) 一二 山形縣の果実酒釀造用砂糖特配の請願(牧野寛泰君紹介)(第一三〇号)	一三 寺院管理者に対する所得稅輕減の請願(平井義一君紹介)(第一三四号) 一四 兒童用乗物に対する物品稅輕減の請願(福井勇君紹介)(第一三五号) 一五 剃刀類に対する物品稅輕減の請願(天野公義君紹介)(第一三六号) 一六 未復員者給與法の一部改正に関する請願(船田亨二君紹介)(第一四七号) 一七 國庫補助金の交付時期嚴守に関する請願(山口好一君外三名紹介)(第一五二号) 一八 加賀港を開港場に指定の請願(大橋武夫君紹介)(第一七八号) 一九 未復員者給與法の一部改正に関する請願(松谷天光君紹介)(第二〇六号) 二〇 海苔に対する物品稅輕減の請願(多田勇君紹介)(第二三一号) 二一 玩具に対する物品稅輕減の請願(天野公義君紹介)(第二三二号) 二二 運動用品に対する物品稅輕減の請願(森幸太郎君紹介)(第二三六号) 二三 運動用品に対する課稅最低限設定に関する請願(森幸太郎君紹介)(第二三七号) 二四 生産者稅並びに土地使用稅創設反對の請願(山口好一君外二名紹介)(第二四〇号) 二五 学習用水彩絵具に対する物品稅免除の請願(主宅則義君紹介)(第二四五号) 二六 眼鏡枠に対する物品稅免除の請願(坪川信三君紹介)(第二四六号) 二七 自給製塩業者救済に関する請願(山本久雄君紹介)(第二七二号) 二八 同(塚原俊郎君外一名紹介)(第二七二号) 二九 絹・人絹織物消費稅輕減の請願(早稻田柳右門君紹介)(第二七九号) 三〇 鏡類に対する物品稅の免稅点設定に関する請願(淺香忠雄君紹介)(第二八二号) 三一 久留米市に煙草製造工場設置に関する請願(龍野喜一郎君外八名紹介)(第二九七号) 三二 油津港を開港場に指定促進の請願(田中不破三君外五名紹介)(第三〇五号) 三三 毛織物消費稅輕減の請願(阿左美廣治君外二名紹介)(第三二二号) 三四 元大山軍馬赤碓派出所跡地及び建築物拂下の請願(稻田直道君紹介)(第三四二号) 三五 ラジオ受信機類に対する物品稅輕減の請願(山本猛夫君紹介)(第三五二号) 三六 海苔に対する物品稅輕減の請願(多田勇君紹介)(第三五三号)
--	--

○川野委員長 これより會議を開きます。
先由荒木萬壽夫君の質問に対する政府の答弁が保留になつておりますので、この際政府委員の答弁を求めます。
○渡邊(官)政府委員 先日荒木委員から対日見返り資金の運用につきまして、廣く民間の意見を聞くべきではないか、という御質問がございました。対日見返り資金の使用運用が、將來の日本經濟に対しまして非常に大きな役割を果すものでありますこと、荒木委員のおつしやる通りでありまして、従いましてこれが使用、運用につきましてはできるだけ廣く知識を求めるといふことにつきましては、政府としても同じような考えであります。その実行方法であります。關係方面とも話し合ひをしておりますが、現在のところでは安定本部に復興計画委員會というものがございまして、いろいろ民間の方の御意見を聞く機關ができておりますので、このために新しい機關をつくるというごときは、まだはつきりきめておりません。現在のところではむしろ復興計画委員會のようなものにお諮りしまして、復興計画委員會は五箇年計画の線に沿ひまして、日本經濟のあり方につきまして、つとめ強めて、いろいろ有益なる御意見を出していただいておりますので、この委員會などを活用いたし、廣く民間の知識も受入れまして、この資

せ願いたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 たいまおつしやいまして通りでありまして、最近における実績を考へまして、まあ今後これをどういふふうに行つて行くかといふことは非常にむづかしい問題でございますが、一應全体の二割五分という程度のもを今回におきましては繰入れて参ろう、こゝういふような趣旨もつて今回の予算は組んでございます。

○前尾委員 たいまの質問に關連するわけでありまして、第十七條には、看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を一般会計から繰入れることができ。これに限定されておる理由と、この国立病院の本来の目的はどこにあるかという点でございますが、その関連においては御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 看護婦の養成でございますが、これは元來から申しまして、國の一般会計において支出する。一般のむろ行政的な要素を含んだ費用であるというふうには私達は考へております。それで元來であれば一般会計で支出するのが趣旨でございますが、しかしこのたび国立病院全体を特別会計という仕組みにいたしましたので、その実行上の便宜等から、この特別会計においてあわせてこの事業を行つ方が實際の便宜になつておる。それにつきましては一般会計からその分の財源を繰入れまして、そしてこの会計において合せて出す。こゝういふ仕組みにいたしましたわけでございます。それから国立病院の性格という問題でございますが、これは御承知のように終戦時におきまして、從來非常に龐大な施設を擁したまま残りましたところ

の軍關係の病院を、一應引継いだわけでございます。當時におきましても国立病院をどういふふうにするか。あるいは一般に拂ひ下げるか、あるいは地方の公共團體等にまかせるか、あるいは國でそのまま行つて行くか、いろいろ議論がわかれたのでございまして、いづれにしても急を要することでありまして、そのまま引継いで参つたわけでありまして。国立病院はきわめて公共的な施設であるという点については、もちろん異存はございせんが、しかし現在の規模のまま行つて行くか、こゝういふような問題はなお検討中でございます。今後できるだけのいゝな角度から、これを研究して行きたいと思ひております。

○前尾委員 一般会計からの繰入れは、看護婦養成の経費に充てるだけしか繰入れできないものか。それを限定されておるのかどうか。重ねて御質問いたしたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 これは一般会計から本会計に繰入れます繰入金金は二種類ございまして、一つはこの会計の赤字の補填のための事業費全体に対する繰入れでございます。これが予算にございまして、五億六千二百万円でございます。それからこの法律の特別の規定に基きまして、先ほどの趣旨により看護婦養成のための経費として、特に二千三百万円が別途の繰入れでございます。

○風早委員 私は貿易廳についてお聞きしたいのですが、來ておられますか。
○川野委員長 先ほど田中委員の発言が保留になつておりますので、この際田中委員の方に先に発言を許したいと存じます。

○風早委員 けつこうでございます。○田中(總)委員 私先ほどちよつとお伺ひしたのですが、貿易廳關係の方がおいでにならなかつたのですが、この特別会計の基礎をなす二十四年度の貿易計画について、これは見通しをつけるところはきわめてむづかしい問題だと思ひます。当局においてはおく大まかな数字でも、押えておられることと思ひますので、その点を明確にしたいと思ひます。

○村岡政府委員 たいまのお尋ねの昭和二十四年度の貿易計画は、安定本部等でありゆる五箇年計画等につつて、輸入要請量といふものか、あるいはまた輸出の可能量といふような立場からされた計画でございますが、同時に今度の貿易特別会計の予算面での輸出計画といふものがありまして、若しそこに数字的の食い違ひがございしますが、だいたいまこでは予算上今度の新会計年度におきまして、輸出入の計画をどう見たかという立場から、大体の数字を御説明申し上げます。

四月から來年三月までの計画でございますが、輸出の方におきましては、総額で一千八百八十六億一千二百万円と押えております。この金額は御承知の通り今年の四月一日以降、輸出においては一ドル当り四百二十五円以上は認めない。それ以上はふち切る。その以内におきましては従前のPRSと申します。円ドルの交換比率三百円のものもあるし、三百五十円のものもあり、いろいろわかれておりますが、現行交換率を認めて参る前提で、本年度の輸出の総額を推しましたところが、大体におきまして千八百八十六億といふ数字になります。これに對しまして

輸入の方はこれまで御承知の通り、輸入の商品全部につきまして、貿易廳の拂下價格は一ドル当り三百三十円といふところに押えました。もちろんいろいろの補助金の操作とかいふものがあるが、三百三十円のレートで換算いたしました輸入の総額を、援助物資關係のものを千七百五十億円、その他援助物資以外の一般物資の収入を千三百八十五億円を推しまして組んでございます。先ほど申し上げましたように、いろいろ補助金の關係をございまして、輸入の障害の關係とかいふような要素が入りまして、その調整を要しなければ、大づかみの輸出並びに輸入のトータルの数字におきましては、さういふ關係になつております。

○田中(總)委員 そういたしますと、この輸入総額と、それから予算に出ております輸入關係の補助金といふものが、補助金との關係はどういふふうになるでしょうか。

○村岡政府委員 たいま申し上げた通り、援助物資關係においては、一應三百三十円のレートで切りました数字は、千七百五十億円でございますが、そのうち補助金として受けまする金、要するに一般消費者に對しましては補助金を差引いたところで販賣いたす。同時に貿易特別会計は補助金相当額を、一般会計から繰入れを受けるわけでございますが、援助物資千七百五十億円の中には、補助金相当額として予算上は六百十六億円を計上してございまして、そのほかの一般輸入物資につきましては、先ほど申し上げました千三百八十五億のうち、二百十七億円が補助金の部分である。従い

して援助物資とその他の一般輸入物資とを通じまして、補助金は八百三十三億円という金額に相なるわけでございます。

○風早委員 貿易局長にいろいろごまかしてお尋ねしたいことがたくさんあるのでありますけれども、時間の關係も考慮いたしまして、根本的に貿易政策の基本的な問題について、ひとつお伺ひしたいと思ひます。申すまでもなく貿易は、必ずしも等價貿易ではないといふことでありまして、こゝういふ点について二十四年度の貿易計画の中で、政府はこゝういふふうに行つて行くか、政府はこゝういふふうに行つて行くか、特になつておられますか。特にそれに関連いたしまして、私は現在安本を中心にして進められようとしております集中生産の問題の、裏づけをいたしまして、爲替單一レートの設定といふものが、近く行われるであろうといふことは、これはもう大体時間の問題になつておられますが、その際における貿易政策、特に輸出貿易に對する政策といふものが、当然問題になると思ひます。見通しを持っておられるか。大体五割ないし五割五分といふところまでは、輸出業者は採算がとれなくなるということは、一般に認められておられますけれども、こゝういふ点につきましては、政府はこゝういふ対策をとられますか、特にこれは私はできるだけ補助金の問題に關連してやつていただきたい。輸入の場合におきましては、補助金は大体に對してほとんどすべての物資について存在しておるのであります。輸出の場合原則としてこれをやらぬといふ点があるが、一般國民にはわからないといふ点がございます。こゝういふ点につき

ましても十分な、納得の行く御説明をお願いしたいと思ひます。まずこのくらいにして、これからだん／＼と少しこまかい問題に入つて行きたいと思ひます。

○村岡政府委員 経理局長の私からただいまの御尋ねの点を申し上げましたも、はたして御満足が行くような御説明ができませんか。一應お尋ねの点についての貿易廳の今までの考え方というものを、簡単に申し上げます。

主として問題は輸出貿易における均衡の問題と思ひますが、先ほど申し上げましたように、今度の予算の上では四百二十五のシーリングを置きまして、それ以上のものについては今後一切新しい契約については認めて参らなさい、そういう建前になつておるのでございませう。ただすでに四月の年度が開始いたします前に契約が成立いたしました、貿易廳ないし司令部の承認を得てしまつたものにつきましては、四百二十五の天井をオーバーいたしますものについては、既契約の処理としてこれを認めて参つておるのでございませう。先ほど申し上げました千八百八十億の数字の中にもそういう四百二十五の部分もオーバーするものが相当ございませう。そしてそういう契約はあまり長期のものについては、これを認めさせんけれども、原則としてその契約のときから引渡す時期が四箇月以内程度のものであれば、新年度になつて引渡しが行われるものについても、これを認めるというよりなことをいたしておりますので、少くとも既契約のものについては、レイトが四百二十五に押えられたために輸出が押えられると

いうことには、相ならないと思ひのであります。その他新年度になりまして、四月以降に新しく契約の締結をいたして、司令部等の承認を得るような物資につきましては、これは確かに問題が残るのでございませう。特に一部の雜貨等につきましては、従来五百とか、五百五十とかいうレイトになつておるような産業がございませう。これをこの際四百二十五のシーリングに押えられざるために、場合によりまして、一部輸出の不可能に陥るものがあるのではないか、かように懸念いたされまするが、今申し上げましたように、相当長期にわたつてそういう方面についての契約がすでに成立してあります。今後のものにつきましては、すでに業者等においても將來一本レイト等の情勢をもにらみ合せまして、そのときに備えていろいろと努力をいたしておるはずであります。それでもなおかつ輸出の可能性の薄きもの等につきましては、あるいは資材面におきまして、いろいろ優先的な確保をいたすとか、あるいはたかく硬貨がちでありませう金融面において、格段の考慮をいたす等のいろいろの施策を講じて計画されております。輸出の数量が百パーセント實現いたしますように、いろいろと方策を講じて行く必要があるかと考えておられます。

○風早委員 ちよつとそれに関連いたしますが、資材面、金融面について具体的に今考えておいでになる対策、それについて大体探算のとれるものにつきまして、具体的にどれくらい輸出を考へておられるか、特に資材面、金融面につきまして、今持合せておられる具体的な対策を伺いたい。

○村岡政府委員 資材面、金融面双方からの施策を講じて参る必要があろうかと思ひますが、資材面の措置をいたしましては、特に従來の措置に比して格段の特別措置を講ずるといふのはなくして、従來の施策をさらに強力に円滑に運用いたしますほかはないと考へられます。金融の面につきましては、これまた現在いわゆる貿易手形制度なるものがありますけれども、とかく円滑を欠きがちであります。特に雜貨等比較的レイトの悪いものにつきましては、その金融難がはげしいのであります。民間貿易が再開いたされた後、建前としては信用状が、ありさえすればいいことになつておるにもかかわらず、なか／＼信用状が参りましても、金融機關はそれと金融に應じないというのが、今までの実情でございませう。しかしながらこの点は、大蔵省、日本銀行方面ともいろいろと相談をいたしまして、少くともL Cの参つておるものについては、原則としてこれは雜貨であるが、大企業であるが、無條件に日本銀行は應ずるといふようなことを、最近日本銀行方面においても考慮されておるようでありまして、そういう面における金融上の問題の打開によつて、雜貨工業等における金融の流通という点も改善されて行くのではないかと、さういふに期待しておられます。

○風早委員 具体的には今探算のとれなくなる業者においては、その金融面に最も頭を悩ましておるわけでありませうが、これは政府としてそういう方針と言われるよりも、具体的にそれを突現させるために、もう少し責任の持てる、安心の行くような対策はないであ

○村岡政府委員 資材面、金融面双方からの施策を講じて参る必要があろうかと思ひますが、資材面の措置をいたしましては、特に従來の措置に比して格段の特別措置を講ずるといふのはなくして、従來の施策をさらに強力に円滑に運用いたしますほかはないと考へられます。金融の面につきましては、これまた現在いわゆる貿易手形制度なるものがありますけれども、とかく円滑を欠きがちであります。特に雜貨等比較的レイトの悪いものにつきましては、その金融難がはげしいのであります。民間貿易が再開いたされた後、建前としては信用状が、ありさえすればいいことになつておるにもかかわらず、なか／＼信用状が参りましても、金融機關はそれと金融に應じないというのが、今までの実情でございませう。しかしながらこの点は、大蔵省、日本銀行方面ともいろいろと相談をいたしまして、少くともL Cの参つておるものについては、原則としてこれは雜貨であるが、大企業であるが、無條件に日本銀行は應ずるといふようなことを、最近日本銀行方面においても考慮されておるようでありまして、そういう面における金融上の問題の打開によつて、雜貨工業等における金融の流通という点も改善されて行くのではないかと、さういふに期待しておられます。

りましようか。つまり信用状といつたものは一片の紙きれになつてしまふ。事実それで金融機關が融資をするさうか、ないのではありませんか、さういふ場合に補給金は出さないと考へておられるものが、一体どういふ根拠に差いておるか。補給金といふものに対して私どもは必ずしもいつでも賛成するといふわけではありませんが、しかし輸入の場合におきましては当然出さう。これはやはり價格政策の面から必要であると言われながら、輸出の場合におきましては、輸出に補償して行くことこそが、すべての問題を最後的に解決する最も重要な役割を持つものであるのに、これに對しまして特に今回はずたたく出さないとすることを、原則にすると言われるその根拠が、多數の國民にとつては納得が行かないわけでありませう。その点ただで済むだけ金融面で緩和すると言われましても、金融機關としては、自分たちの方へのし寄せは、はなはだ迷惑千万だと言われればそれつきりでありませう。その点についてわれ／＼が今までの知つた限りの材料では、それほもう集中生産の一つのうらはらとして、結局はつづれるだけつづつしてしまふのだというふうにも見られるのであります。さういふ点について政府としてはどういふふうに考へておられるか。

○村岡政府委員 輸出の面において輸入と同じような意味合いの補給金を與えることは、今後原則として認められないと思ひますが、さりとて御指摘のようにならざる輸出産業といふものが、ただレイトの問題のために輸出不可能になるということでは困りますので、いろいろと考慮する必要もある

かと思ひます。ただどこまでも行き方としては、企業努力によつて探算の有利化をはかるということが先決であるかと思ひます。同時にかく申しましても、今までの中小産業の輸出を阻害しております大きな原因は、金融の面にあると思ひます。そこで従前ともわれ／＼として、金融面の改善のために努力をいたしておるのであります。その一つの方策として、やはり金融機關が進んでさういふ中小の産業に金融をいたすというよりな措置をとることが、必要であるといふことで、その先決問題はやはりメーカー自身、輸出業者自身、自分の信用力を増加する方策を講ずることと考へますけれども、同時に制度として何らか金融上の措置を講ずる余地があるんじゃないかといふので、いろいろと考慮しておるであります。その一つの方法として、たとえば金融補償といふようなものを考へられるのじやないかといふことで、この点につきましても関係方面とも実はいろいろと協議研究を進めておる状況でございませう。いろいろな手続の問題、研究の余地が残されておるために、ただいまのところまだ法案化したして御審議をお願いいたす段階に至つておりませんけれども、金融補償制度といふよりなものにつきましても、せつかく研究中でございませうので、われ／＼といたしましては一日も早い時期に、さういふ法的措置が講ぜられまして、金融機關が安心してさういふ方面の産業にも金融し得るよりな方向に、進めたいと思つております。

○風早委員 そうしますとやはり金融面に対する政府の措置は、直接金融機

関にし寄せをしてさせるという方向で、大体やつておられると認められるのでありますが、一方におきまして関係方面と申しまして、大休金関係に對する方針というものは、今日まででは明らかであるように、これは非常に引締めるという方向であると考えられる。集中生産と申しまして、企業の合理化と申しまして、結局大部分は今まで要するに採算がとれないというので、それ自身能率の悪い、効率の悪い企業というのを証明しておるものも見られるわけであつて、そういうものはやはりこの際につぶれるのは見送つてしまふということにしか、今の御説明ではどうしても考えられない。

この点は非常に大きな問題だと思つて、次にかのほりまして、この貿易計画といふものは昨年相当地大なるものであつたのであります。結局非常な入超になつてしまつた。本年はまた昨年にも増して非常な過大ではなからうかというのが、私の一つの大きな疑問なものであります。これは今まで第何次のいふ／＼な計画案が出されておるようでありまして、私も新聞紙上で拜見するだけでありましたが、こゝろ点で、大体は二十三年度の実績を二〇〇としたとしても、二倍ないし三倍半近くにも上つておるのではないかと考えられます。こゝろ点で現在のアジア市場といふようなものを考へてみましても、結局まだ、非常な入超貿易といふようなものになるのが、落ちではなからうかと考へるのであります。そこで政府はこのアメリカ以外の

地域、特に中國、東洋諸國との貿易について、どの程度までその可能性と実現性を考へておいでになるか。そういふ際における品目、数量價格、こゝろ点にふりなるといふこと、できるだけのつきりしたその全貌を明らかにしていただきたいと思つておる。

○村岡政府委員 本年度の輸出計画、千八百八十億が従前の実績にかんがみて、きわめて実現の可能性が大きいといふようなお話でございますが、たしかに昨年度の実績は、外貨にいたしましても、二億五、六千万ドルといふところで、計画に比して非常に悪い成績であつたことは事実でございます。ただ御承知を願ひたいのは、昨年の実績二億五、六千万ドルのうち、大部分の輸出といふものは、これは年度の後半、七月以降に成績が上つておるのであります。一月から六月までの実績はわずかに七千数百万ドルで、大部分が年の後半に実現いたしております。また今年に入りましてからも、輸出の契約等の実績は、実は非常に良好でございます。本年度の全体計画がその簡単に実現いたすとは、もちろんわれわれも考へませんけれども、最近の契約の実績等から言いますと、これは一本レートの予想あるいはまた先ほど申し

と、必ずしも実現不可能ではない、かように考へております。ただこの実現が非常に困難でありますことは事実でありますので、アメリカ以外の各地域、ことにスターリング地域の輸出等につきましても、昨年以來司令部との交渉においてもいろいろと努力をいたしております。すでに御承知のように、スターリング地域との間、あるいは蘭印、シヤムその他の間に相互清算協定等もでき上つておりました。その協定に盛り込まれております金額だけでも、一年間の約東金額が二億ドル以上になつておるといふことでございます。なほ今後、さらにこゝろ点の貿易協定がたんと成立いたして、輸出計画の円満な実現が可能であるように、期待いたしておる次第であります。

なほ中國、朝鮮等につきましても、目下いろいろと交渉が進行中でございます。詳しい内容を私から申し上げることができませんのは、まだ残念でございます。また、かようにして東亞諸地域に對する輸出についても、日本の主たる輸出である機械製品を初め、機械、車輛、船舶等についての輸出を、今後大いに伸張して行く余地があるのではないかとこゝろ点に考へております。

○風早委員 お答は、もう少し数字的に納得の行くようにお答を願ひたいのです。実は先般予算委員会におきましても、野坂委員から吉田総理大臣に對して、やはり中國との貿易の見通しについて伺つた際に、非常にお答が抽象的でありまして、こゝろにわれわれ日本共産黨が中共に聞いてくれた方が早いだろうと、そういう非常に不誠意なお答でありまして、はなはだ遺憾

千萬であつたのであります。そんなただ論議のやりとりの問題ではなく、實際日本の輸出といふことが、將來の日本の絶対的生命線であるとする限り、しかもそれにほゞどうしてもアジア諸國を相手としなければならぬものである限り、もつと眞剣に、こゝろ点に全國民的な問題として考へていただきたいと思つておる。そういう意味でも、少し数字的に、實際現政府のもとにおいてこのアジア諸國との貿易関係が今年どの程度まで回復するか。どの程度の輸出能力が出るか。この点をぜひとももう少し立ち入つて聞かせていただきたい。それと、こゝろに對アメリカの貿易関係を比較すると、非常な不均衡なものがあつて、結局そういう外貨の買取りにいたしてしまつても、ますますある一國への依存を深めるだけであり、その結果はその一國の経済の変動によつてどれだけ大きな打撃として、また繰り返しが来るかも知れないといふような危険な方向ではないかと思つておるのであります。そういうことを伺つておるのでありますから、特にアジア諸國でも中國、また中共との貿易につきましても、もつと具体的な計画を堂々と発表していただきたい。その点重ねてお尋ねする次第であります。

なほ輸出につきましても、私どもが今見出しておる大きな特徴は、だん／＼に重工業品の輸出が増大して来る。そして今一番心配しております諸種の雜品を中心とする中小輸出企業者といふものは、必ず／＼輸出の機会を失つてしまふといふような方向をとつておるように見受けられるのであります。たとえば、特に重工業と申しまして、主として機械工業であります。

その製品の輸出が非常に増大している。こゝろ点がおそらく今日の輸出計画におきましても特徴ではなからうかと思つておる。大体安本などの案によりますと、こゝろ点にふりなるといふ輸出額だけでも相当多額に上つておると、金額にして一億ドル、四十一品目ぐらゐにも上つておると思つておる。ところが、輸出総額の中でも二三％以上を占めておるようには計算されるのであります。これは二十三年度の前期の輸出実績に對しては、十六倍に當るような莫大なものではないかと思つておる。こゝろ点にふりなるといふ部門に、だんだんと輸出の重点を切りかえて行かれるのか、その点がきわめて明瞭でないものである。はなはだこゝろ点がはつきりしないのであります。また逆にそれと見合ひまして、輸入の方におきましても石油、炭、鉄鋼石、重油とか、こゝろ点の原料が大いに輸入され、こゝろ点の國内における生産過程は経るのであります。結局は、金屬機械工業の二部門の製品輸出といふような形でまた出てしまつておるのであります。これがどの程度日本の経済再建に寄與するかといふことは、これはきわめて疑問だと思つておる。こゝろ点にふりなるといふ、一体この重工業及び機械工業の輸出に向われたいふ意味は、どういふ意味なのか。この点をひとつはつきりと示していただきたい。またそのこと、この集中生産なり、今の中小企業の沈没といふ問題と、實に相表裏しておるようには、實際には見受けられるのであります。こゝろ点にふりなるといふ政府の見解は、どうありまつか。納得の行くようにお答を願ひたい。

○委員長退席、島村委員長代理席

（768）

村岡政府委員 輸出の東亞地域関係

につきましても、ことに中共とか朝鮮等の関係は、目下話が進行中と心得ます。詳しい内容については、はなはだ残念でございますが、申し上げることができないのをお断りいたしましたと思

います。なお輸出の内容といたして、いろいろな中小産業の対象になる雑貨とか、そういう方面の金額のウェイトがだん／＼と減つて参つて、機械金属関係、重工業関係のものが、だん／＼重

さをなして来るという御指摘でございますが、この点については経理局長の私から申し上げるのにはあるいは不適当かと思ひますが、本年度の計画におき

ましても、陶磁器とか、その他の雑貨製品の輸出も相当金額見込んであることは事実でありますので、その点申し上げておきます。

○風早委員 今中共との貿易は話が進行中だと聞かれますが、それは日本政府と、その交渉の相手方はどこをやつておられるわけですか。どういふ形で進行中なんでしょうか。

○村岡政府委員 話が進行中という申し上げ方が非常に悪いのでありまして、中共を申しません。支那との間の輸出についても、いろいろ研究を進めて

いるという意味合いであります。直接当事者間の話が進行中というよりは、意味合いではございませんで、はなはだ表現がまずございませ

だことを、お断り申し上げます。○風早委員 私が先ほどお尋ねいたしました点で、まだお答えのない点は、つまり特に金属機械工業の製品輸出

が、非常に増大されているという点であります。そして、最も國民の多数が骨折つておられるところの雑品

輸出、ことに國産的な諸原料をもとに

じて、もつと元手のいらぬいろ／＼な企業がありますけれども、そういうようなものが急速に没落して行く。も

つと國産的な原料を使つた輸出というよりなものは、おそくおそくドレイヤインにも出ておつたように記憶するのであ

りますけれども、そういう点が何か食い違つておられるように思われるのであります。実際は食い違つておられないの

かもしれませんし、実際は金属機械工業の輸出といふことが本筋であるのかも

しれません。そういう点があるならば、なぜそういうことになつて来るのか。その

ことが日本自体の経済の再建、ことに日本の國內での基本的な諸産業、石炭

についてもまた鉄鋼につきましても、ことに機械の方にございまして、それから電力でもまた交通機関でもそうで

あります。こういう諸部門における固定施設、破壊された固定施設の復元

というふうな復元の急を告げている問題がある。これを復元して行かなければ、日本の経済再建というものは百年

礎物資も入つて参るわけでありませ

が、同時に一般商業ベースに基いての輸出を増加することによつて、初めて

またコンマーシャル・ベースに基く輸入の増大が期せられ、それによつて産

業復興のための基礎資材の輸入が可能になるというところは、ちろんでありま

すが、その輸入の外貨を受けるための輸出の手段としては、もちろん日本の

現在の輸出の能力からいつて、大宗をなすものは繊維関係の製品でござい

ます。同時に、それと並行いたして、最近御指摘のように、機械金属関係の

製品が相当多くなつて参つております。特に東亜地域に対する陶磁器であ

ります。特に東亜地域に対する陶磁器でありますとか、紡織機でありますとか、

そういう方面の輸出が最近ふえて参つております。これは各地域からの要求に

は、中國におきましてもインドでもそ

の他のアジア諸國でも、いずれも少くともこの紡績産業というものは、民族

産業として勃興しつつあるし、また事実それはそれらの國々の民族独立とい

ふものの基礎づけになつておるが、そごへ日本の繊維品というものが、どん

ん流れで行くこととは、さしずめそれらの民族産業の勃興が、非常に妨

げられるといふふうな危険をみな感じるのであります。すでに戦前からこの問題

はあつたわけでありませす。そして大體今度の戦争にいたしましてからが、強

引にこちらから繊維製品を持ち出して行つたといふところに、日貨排斥とか

いうような問題が起つて来て、さらにそれとを押し切るといふところに戦争も

起つて来るというように、非常な困難にぶつたわけでありませす。ところが戦後

当かと思つておられますが、きわめて

これは個人的な考えに陥りますけれども、東亞諸地域の経済立國と申します

が、そういう意味合いでのいろ／＼な政策が行われておるようには見受けませ

けれども、日本の將來の輸出の中心を占めるものはやはり繊維工業ではない

か。また東亞諸地域においても繊維諸製品に対して今後とも相当程度に需要

があるのではないかと、さういふ自分としては考へております。

○風早委員 実は非常に疑問がたくさんあるのでありませす。たくさんお聞きしたいのでありませす。皆さんの御

質問もあつてありませす。皆さんの御質問もあつてありませす。皆さんの御

質問もあつてありませす。皆さんの御質問もあつてありませす。皆さんの御

質問もあつてありませす。皆さんの御質問もあつてありませす。皆さんの御

○村岡政府委員 午後ならば貿易局長が参るかと思ひます。

○風早委員 せむそりしていただきたい。そうすれば私はそれまで質問を留保して待つております。

○島村委員代理 早風君、できれば午前中にこの法案を上げていただきたいと思つておたのめすけれども、ただいまのお話では、むりにあなたの御発言を押しつけるようなことはとるべきことではありませんから、しばらくお待ちいただきまして、内藤君、御発言はありますか。

○内藤(友)委員 あなたにお尋ねするのはどうかと思つておりますが、このごろの貿易のやり方についてひとつお尋ねしたいと思ひます。私はさういふことはしるうとでずから、さういふ疑問が起るのですが、このごろの貿易というものは、向うから来ておられる人と商談が始まつて、賣り込むというのであります。これは直接向うのほしいという商社と交渉できないものであります。それをひとつお尋ねいたします。

○村岡政府委員 御案内のように、昨年八月から民間貿易が開始されました。従つて現在は政府と政府の間の取引、政府間貿易と言つていますが、そのほかに民間の商社同士の輸出取引の商談ができるようになっておるのであります。その際向うから今御指摘のように何百人というバイヤーがやつて参つておりました。それとこちらのエクスポートとの間に商談をいたしまして、話し合ひが進めば貿易省及び政府のアップルツを得て、正式契約が成立するといふのが段取りでございます。同時に向うの商賣人がおりましたして、直接

向うと商談するということも可能ではございますが、ただその際の便宜の手段として、向うに商賣人がおつて、こちらに向うの商賣人のエージェンツがある。そのエージェンツとこちらのエクスポートとの間に、商談をするといふ方法がとられておるわけでありませう。

○内藤(友)委員 ちよつと速記をとめていただきたい。

○島村委員代理 ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

〔島村委員代理退席、委員長着席〕

○川野委員長 では速記を始めてください。

時間ともたいへん経過いたしましたので、ただいま日程に上せております。二法案については、質問を午後後に譲ることになりました。次は本日日程に上せました諸願について審査いたします。

日程第一ないし第八までのうち、第一三を除いた一七件につきまして、は、すでに御紹介並びに政府側の説明を聴取いたしましたので、まずこれについて採否を決定したいと存じます。

○宮備委員 諸願に対しまして、日程第二、白田税務署復活の諸願、及び日程第五、銀めつき洋食器に対する物品税減の諸願の二件を採択いたしました。日程第一、高崎縣の煙草耕作面積増加の諸願、第三、松山港を開港場に指定の諸願、第四、煙管に対する物品税の免税点に関する諸願、第七、高崎地方専賣局高田出張所復活の諸願、第八、絹、人絹織物消費税軽減の諸願、

第九、煙火類に対する物品税軽減の諸願、第一〇、化粧品に対する物品税軽減の諸願、第一一、茶に対する物品税減の諸願、第一四、兒童用乗物に対する物品税軽減の諸願、第一五、剃刀類に対する物品税軽減の諸願、第一本、未復員者給與法の一部改正に関する諸願、第一七、國庫補助金の交付時期厳守に関する諸願、第一八、加賀港を開港場に指定の諸願外一件を採択し内閣に送付せられんことを望みます。

○川野委員長 ただいま宮備君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようでございますので、宮備君の動議のごとく、日程第一、第二、第三、第四、第五、第七、第八、第九、第一〇、第一一、第一四、第一五、第一六、第一七、第一八は採択すべきものと決定し、そのうち日程第一、第三、第四、第七、第八、第九、第一一、第一四、第一五、第一六、第一七、第一八は採択すべきものと決定いたしました。閣に送付すべきものと決定いたしました。午前はこの程度にして休憩いたします。午後二時より再開いたします。午後零時二十四分休憩。

午後二時三十分開議

○川野委員長 午前中に引き続き會議を開きます。

米國対日援助見返資金特別会計法案につきましてはすでに質疑を終了いたしました。これより本案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。宮備君。

○宮備委員 本法案に対し討論を行

に先だちまして修正の動議を提出いたします。本修正案は民主自由党、日本社会党、民主党、日本共産党、國民協同、農民新党の各派から共同提案になるものであります。まづ修正の点を申し上げます。米國対日援助見返資金特別会計法案の一部を次のように修正する。

「第四條第六項及び第七項を削る。」

この修正の理由を簡単に申し上げます。本法案はあくまでも米國の好意的な援助によつて調達せられまする資金でありまして、現在の國情といたしましては、あえてこの法案の内容について意見をさしはさむことは、差控えねばならないような状況とも思われま

するけれども、従来の立法關係の経緯を勘案いたしますと、この第四條第六項、第七項等に掲げられました字句等は、用いられた先例は乏しいようであらうと、かえつてこの字句を挿入することの方が、議院の調整上遺憾な

のではなからうか、かように考えられますと同時に、この第六項、第七項を存置するといふことにかかわらず、この援助資金の性質上連合國最高司令官の管理のもとに屬することは疑いなきことでありまして、これを承服しないわれわれの考え方はありませんので、かえつてまぎらわしく、しかもい

らうな議論を誘導するであらうと思はせられますので、この二項を削除いたしたいと存する次第であります。なおこの削除につきましては、われわれ國民が忠実にアメリカの援助資金の運用に當ること、重ねては経済安定九原則の線に沿ひまして、日本の経済安定に忠実に應進するものであること、固き懸念と誓いを表する意味におきま

して、本委員会の發議におきまして、この削除いたそうと思ひます。第四條第六項、第七項の趣旨にかわるべき決議案を提出したいと思ひます。米國対日援助見返資金運管に関する決議案

米國の特別の厚意により、我國に於け物資及び財政の安定、輸出の促進、其の他經濟の再建に資せしめる爲、米國対日援助見返資金を設置せんとする趣旨に鑑み、政府は右資金の運用に當り、次の條項を遵守しなければならぬ。

一、政府は米國対日援助見返資金特別会計法第四條第一項の規定に依る運用若しくは使用又は同條第五項の規定による國債の償却については、連合國最高司令官の承認を経なければならぬ。

二、政府は、右の承認を経て行つた運用、使用又は償却については連合國最高司令官の監査を受け又必要な報告を行はねばならぬ。

右決議する。

この決議案の取扱ひ方については、本委員会の決議を経られまして、委員長において適當にとりはからわれんことを望みます。ただいま修正の動議を提出いたしましたその余の原案につきましては、民主自由党は全面的にこれに賛成の意を表するものであります。本特別会計の認定は、米國の対日援助の有効的実施を法定いたしましたので、これを具体化したものであります。この特別会計の資金運用いかんは、日本經濟自立に重大な影響をもたらすものであります。終戦以來米國の対日援助は、いわゆる食いつぶし經濟の中に落

して、本委員会の發議におきまして、この削除いたそうと思ひます。第四條第六項、第七項の趣旨にかわるべき決議案を提出したいと思ひます。米國対日援助見返資金運管に関する決議案

米國の特別の厚意により、我國に於け物資及び財政の安定、輸出の促進、其の他經濟の再建に資せしめる爲、米國対日援助見返資金を設置せんとする趣旨に鑑み、政府は右資金の運用に當り、次の條項を遵守しなければならぬ。

け込んで、その効果は遺憾ながら消極的であつたと申すはかたはかりません。しかるところ本法の制定によつて、日本経済に對します一つの明るい見通しとなりまして、やがて日本の経済安定、生産の増進、経済自立、独立達成への強い推進力となること信じて疑わぬいところでもあります。従つて本法の字句その他の点におきまして、われわれの旧來の觀念と必ずしも全部一致するものではありませんが、かかる問題は、日本再建の過程においては一應慮外にすべきものであらうと考へまして、経済安定九原則の趣意に従つて、均衡、健全財政の確立実施に邁進し、將來に希望ある当面の耐乏生活の中に、刻苦勉勵すべきことを痛感する次第であります。要するに本法は、日本経済自立の明確なるスタートである昭和二十四年度予算の根幹をなすものでありまして、あえて修正部分を除きました他の原案に、反對すべき理由を認めないのであります。よつてわが民主自由党は黨議の決定をもちまして、本案に賛成いたす次第であります。

○川野委員長 田中織之進君。

○田中(織)委員 私は日本社会党を代表いたしましたして、ただいま宮崎委員より提出せられました修正案に對しまして賛成をいたしまするとともに、修正の部分を除いた原案に對しましては、二、三の條件を付して賛成をいたしたいと思ふのであります。

今回の二十四年度の予算編成にあたりましては、わが國の現在の特殊事情から考へまして、ある程度の制約はやむを得ないことではありまするが、ともす

ればわが國の自主性を疑はしむるがごとき態度をもつて臨んでおることは、きわめて遺憾とするところでありまして、ことにこの修正の点につきましまして、政府が本資金特別会計の設置に關する關係方面の覚書の面から見ましても、原案に四條の六項、七項といふものを入れるべき筋合ひでないものを入れて臨んで来たといふようなことは、非常に遺憾に考へておつたのであります。修正が實現することに對して深く喜ぶものであります。われわれは米國の日本再建のために寄せられる好意ある援助に對しましては、これまた心から感謝の意を表明するものでございませうが、今回のこの特別会計を通じて考へられる見返り資金の運用の問題につきましましては、遺憾ながら公債の償却、その他金融資本の利益を中心とした運用方針がとられておることを、われわれとしては非常に遺憾に存じておるのであります。政府の説明におきましても明らかであります。千七百五十億のうちこれ九百億といふものは、すでに公債の償却その他に充てられることが確定的であります。われわれはこの資金は日本の債に再建のために必要な部分に使われなければならぬことを主張するものであります。われわれは年來のわが党の主張である軍事公債の利子の補給が、依然として行われておるといふような事実から考へまして、この資金をもつて公債の償却に充てるといふことが、この態度には賛成しかねるのであります。従いまして、まず公債の償却の問題につきましましては、軍公債の支拂いを停止するとともに、その他の公債につきましても、この資金をもつて償却に充て

るといふようなことはとりやめてもらいたい。この利子の補給程度にとどめてもらひまして、その他の資金は産業建設資金、ことに今日の予算に最も財源がないために、あらゆる面で圧縮せられておりますところの、この公債の共事業費、失業対策の問題も必要であり、ことに農村関係の土地改良、災害復旧の問題、六・三制の予算の問題、こうしたものが眞の日本の自立のために絶対に欠くべからざる経費でありますので、この見返り資金は、こうした方面に運用せられるようにしてもらいたいといふことが第一点であります。第二点といはしましては、この特別会計に伴いますところの特別会計の予算の内容が、現在まだ政府当局の説明によると明確ではないのであります。われわれは当然こうした法案がここに議會で議決せられようとする段階までには、この特別会計に基づくところの收支予定が、明確になつておらなければならぬものと信ずるのであります。政府はこの点につきましまして、明確に、きわめて迅速に、この特別会計に伴う收支予定の計画を樹立いたしまして、法の規定に基きまして、國會の審議を経るべく手続をとらなければならぬ。さういふ点につきましても、政府の運用上の特段の注意を喚起いたしまして、この法案の修正を除いた部分に對しましては賛成をするものであります。

○川野委員長 風早八十二君。

○風早委員 討論に入ります前に委員長にちよつとお聞きしたいのであります。今、宮崎委員の御出された御意見は、これは原案に對する一つの御意見として出されたのであります。あ

るいは宮崎委員の出されました修正案といふものが、この際に原案としてこの議題に上つておるのであります。その点ちよつとはつきりいたしませんので、原案に對して宮崎委員が修正意見を出されたのであらうか。また他の發言者も原案に對してその態度を表明するのであらうか。この点についてちよつとお尋ねしたい。

○川野委員長 お答え申し上げます。原案に對しての御意見と、なお修正意見に對する御意見もこの際承つた方がよからうと思ひます。あとで伺つてもけっこうですが……。

○風早委員 わかりました。大体委員長の今のお答えに從ひまして、私の意見を述べたいと思ひます。

私は日本共産黨を代表して、この法案の原案に反對の意思を表明するものであります。その理由とするところは、第一にこの法案の基礎になつております見返り資金の内容がきわめて不明瞭、不確定であるといふことであり

第二には、この見返り資金はこれを追究してみますれば、結局本質的には輸入價格差補給金といふものが、相當その内容になつておりました。結局はこの見返り資金の額の増大そのまま補給金の増大になり、また税金の負担の増大にもなるといふことになる。こ

ういふ意味におきまして、やはりこれも反對の一つの理由になるのであります。結局これは後ほど貿易特別会計の検討によりまして、やがて明らかになることであると思ひますのでありますけれども、私の検討いたしましたところでは、この貿易会計から本法案の基礎になつております会計に命が参りま

す。さらに第三には、この見返り資金の運用につきましまして、まったく自主性がな

ないといふことでもあります。この資金をいかなる用途に、いかにして運用し、もしくは使用するかといふことは、事實上日本國民の自主的な判断、意見によつてこれを決定することはできない性質のものである。これはさら

に言いかえませうならば、場合に依りましては、必ずしも日本再建に對してわれわれが考へておりますアラスカの方

向になるかどうかは、疑問であるといふ点があるものであります。そこで第四番目に、私は特に實質上

の理由といたしまして、この法案を突
際に行つて参ります結果、日本経済再
建に對してどういふ影響があるか。立
法趣旨にいうまでもなく、経済再建に
對するてこととして、これが運用され
るいは使用されるというにあるのであ
りまして、その趣旨はもとより抽象的
には異議のあらうはずはないのであり
ます。しかしながら實際上の客観的な
役割というものを検討してみますと、
その趣旨とするところとはまづたく相
反するところを發見するのであり
ます。たとえばこの法案が実際に施行
せられ、そうしてその資金が運営せら
れるという場合に、まず第一に、建設
公債であります。建設公債引受けの場
合におきましても、これは日本の産業
のまづたく動脈をなすところの鐵道事
業、及び神經系路をなすところの通信
事業、こゝろ二つの重大なるわが國
の産業の根幹になるべき事業が、この
外資をてことした運営によりまして、
どういふ性格のものになつて行くかと
いうことを考えた場合に、これは必ず
しも善隣の諸國から全然疑いの目をも
つて見られないような性質のものにな
るのであるやうなことは、保証しがた
いのであります。この点を私は憂う
るがゆゑに、この建設公債引受けをこ
の外資をもつてやるということには反
對なのであります。

いたしましては、これはかつてここで
も引用したことがあります。一昨年
の二月二十二日のマッカーサー元帥の
コンGRESSあての書簡にもありますよ
うに、あのガリオア資金という、これ
はもう多くの人があるいは贈與じやな
いか、贈與であらうというように考え
ておられたその資金すら、決して贈與
ではない。これは慈善をやつておるの
ではない。これについてアメリカの納
税者はびた一文の損もしない。場合に
よつては、アメリカは日本に對して先
取特権を設定して、これを行使する
であらうということも明記されておるの
であります。それらをおし合せるな
らば、將來をどういふ最悪の場合にお
きまして、わが國鉄、あるいはまた通信
事業というものが、この先取特権の對
象にならないということも、これまで
保証しがたいのであります。これら
を考へ合せるならば、はなはだ危険な
る方向を歩んでおるのじやないかと考
へる次第であります。

第五に、この用途といたしまして、
特に産業の設備資金の問題でありま
す。これははなはだだけつこいです。産
業資金へ今日どれくらい金が行くかと
いうことは、だれしも非常に関心の高
いところであります。しかしながら実
事なことでありまして、これは最も大
際に今日いかなる産業部門に、またい
かなる企業経営に金がつき込まれるか
というところを、具体的に考へてみま
した場合には、安本なりその
他政府当局において、今日根本方式と
いたしておりますところの集中生産方
式、こゝろいふもの裏づけとしてこれ
がなされるということ、われわれは
忘れてはならないと思ひます。そ
うし

た場合におきまして、もう現に始まつ
ておるのであります。特に少数の部
門、鐵鋼部門あるいは電力部門、また石
炭部門、これらにつきまして、しかもき
わめて限られた少数の企業経営、こ
れも具体的に大體出ておるので
あります。明らかにきわめて限られ
た巨大な独占財閥の企業経営にの
み、不当に偏頗にこの資金が投せられ
るということ、ほとんど断定し
てさしつかえない程度であると考へる
のであります。そゝろいふ意味におきま
して、これは今日産業資本家といつた
ましても決して喜ぶべきものじや
なからう。反對に、相当大きな産業資
本家までもこの集中生産方式によつて
今没落しつつあるものであります。そ
れに拍車を加える性質を持つておる。
こゝろいふ意味におきまして、私はこの
産業設備資金への投資といふこと
も、必ずしも喜ぶべきことではない。
もろもろ産業設備資金に十分なる投資
がなされなければならぬということ
は、もとよりいふまでもないのであり
まして、われわれはその財源というも
のについては苦慮しておる次第であり
ます。しかしながら、これは別途に國
内の自力によつて編み出し得る十分な
る方法があるのであります。今それ
を一々ここで申し上げる必要はないの
でありますけれども、そゝろいふ他の自
力的な方法を抜きにいたしまして、た
だ單に漫然と外資、しかも非常に頼り
のないこの外資に頼らうという、この
性格がもたらす破綻の促進ということ
を考へた場合におきましては、これは
決して喜ぶべきことじやないと思へる
次第であります。

また結局金融機關の救済に役立つに
ぎない。非常に端折りますから、はな
はだ意を盡さないでありますけれど
も、結論を申し上げるならば、事実上
きわめて少数の大銀行のみが救済せら
れる。復金債の償還につきましても、
やはりこれは税金からとつて、結局日
銀に返済するといふだけのことであり
まして、返済したならばそれだけやは
り金融機關に余裕が生ずるから、それ
を産業投資に向けるであらうといふこ
とは、当然予想せられるのであります
が、しかしながらそゝろでない。その場
合において、またしても集中生産方式
によりまして、この向けられる相手先
は、きわめて限られた少数の財閥
系、企業系にとどまる。その他のもの
はむしろその不均衡によりまして、ま
すます競争能力を失つて、没落の運命
に落ちる、それに拍車をかけるもので
ある。こゝろいふ意味におきましても、
これははなはだ危険なるものである
と考へるのであります。

第七に、そのほかに直接政治的に運
用、使用ということが十分に予想せら
れるのであります。これは他の各國の
實際の援助資金の活用例を見まして
も、やはりあるいはチャペルをつくる
とか、あるいは場合にによりましては、労
働争議に關與するためのいろ／＼な費
用であるとか、さまざま政治的な運
用、使用といふものも十分にそれを考
へる余地があるのであります。一番
最初に申しましたごとくに、この見返
り資金の運用、使用ということに自主
性はないといふことから、そゝろいふこ
とがますます予想されるということ
私どもはこの際指摘せざるを得ないの
であります。

さらに最後にインフレに對する關係
であります。これもまたこの見返り
資金といふものが、もと／＼内容があ
るものであるならば、そのまゝこれ
がわが國內に外から入つて来る一つの
プラスであるならば、これはまた別問
題でありまして、しかしながらその内
容がほとんどないものであります。
いわゆる見返り金であるといふことか
ら、結局千七百五十億といふものを
使うことになりますれば、そこに新しい
インフレの要素といふものが当然入つ
ておるのであります。そこから新し
い通貨の増発といふことも、また当然
に起ることが予想されるのでありま
す。これらを考へるならば、わが國民
經濟に對する建設的影響は、はな
はだ考へられない。むしろその逆が考
へられる。こゝろいふ意味におきま
して、實質上のこの法案の役割に對し
て、反對せざるを得ないのでありま
す。

この意味におきまして、私はこの原
案には絶対に反對であります。しかし
ながら今、官廳委員からお出しになり
ました修正案であります。原案には
絶対に反對であります。この修正の
趣旨そのもの、それ自身につきま
しては、日本共産黨は大いに賛成であり
ます。なぜならばこの修正といふこと
は、この法案の第四條、第六項並びに
七項にありますところの、外國の権力
の承認を得るといふような規定が入つ
ておる。こゝろいふ規定が入つて
おるといふことは、今までのわが國內
法の歴史を見ましても、未だかつてな
かつたことではありません。私は多少法律
もやつたわけではあります。明治の初
年におきまして、治外法権がまだ撤廢

されておられない、また不平等條約が残つておる。そして全國民があつてこの不平等條約の撤廃、治外法權の撤廃のために闘つたそのまつただ中におきましても、わが國內法におきまして、かくのごとき規定が存在しておつた法律は、ただの一つもなかつたのであります。それがこの際に出すのであります。これは、何としても國民としては了承できないことであると考えます。ましてやこのことは國際法と國內法とをまつた混同しておる。國際法的なものをそのまま國內法に取込もうとする誤りから来ておると考えられるのであります。その意味におきまして、この法案の條文中の中らこの二項目を取除くというその限りにおいては、きわめてけつこうなことであります。共産党は大賛成であります。しかしながら最初に申しましたように、これは混同のないようにお願いしたのであります。けれども、この原案に對しては、また修正せられたといはして、結局はこの法案というものがこれから演じて参りますその役割、それを考えた場合に、われわれは、この法案には結局反對せざるを得ないことを、まことに遺憾とする次第であります。以上であります。

の内容というものが、まだまことにほつきりしておられない部分が多いのであります。でありますから、私は上げいにこの際希望を申し上げておきたいと思ふのであります。

第一、第四條によりますと、本資金は公私企業に對する資金に運用するということになつております。また第二條によりますと、本会計は、大蔵大臣において管理することになつておるのであります。右の公私企業に運用する場合、産業政策との調整方法について、十分な考慮を拂わなければならぬのであります。この点をまず強く希望申し上げておきたいと思ふのであります。

第二には、第三條の三、貿易特別會計から資金を繰入れるその時期につきまして、委員から政府委員に質問がありました。その結果四月、五月の二月で産業資金融通の時間的ギャップが生ずることが明確になつております。これにつきましても政府は遺憾ない考慮を拂われないことではあります。それから第三は、第四條によりますと、この資金を國債償還に充てるといふことになつておりますが、國債の現在高は二千億万円を超えております。なるほど第五條には、一般會計に属する國債償還に充てることになつております。その、一般會計に属する國債のうち償還優先順位が明らかにされておられません。高利債を優先せられるのか、あるいは償還期間の短いものを優先せられるのか。これがほつきりしておりません。でありますから、この優先順位をすみやかに明らかにされたといふこと、もう一つは國債買入れの場合の買入れ價格を、ほつきりす

なやかに示されたいという希望であります。

第四は、公私の企業にこの資金を運用する場合におきまして、当然農林、漁業を優先せられなければならないといふことではあります。これはこの資金が食糧輸入の面から多く繰入れられていくといふことから考へまして、当然のことと思ふのであります。すなわち農林、漁業復興にこの資金を繰入れることは、國內食糧の増産となり、従つて輸入食糧を減ずるといふことになつておるのであります。これはやがて日本の自立への近道になるのであります。従つて、少くとも私は農林、漁業方面に二百五十億を下らない金を融通せられた希望を、強く申し上げたいのであります。また今までのこりした資金融通の場合、四半期ごとに区切つて融通されたのであります。農林、漁業の本質から考へまして、これは適当ではございませぬ。この資金運用にあたりましては、一年通算で計画するといふことを十分考慮せられたい。また利子につきましても、これは私は質問する機会を失つたのであります。農林、漁業に對する融資の利子につきましても十分考慮を願ひたい。こゝろいふ希望を付しまして、宮崎委員から出された修正案並びにその修正を除く原案に、賛成いたすものであります。

川野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。ただいま宮崎君より、各派共同の修正案が提出されております。本案を宮崎君提出の各派共同修正案のごとく、修正して議決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

川野委員長 次、本日の日程に上げました諸議の審査に入ります。日程一八までにつきましては、午前中に採否を決定いたしましたので、日程一九より始めるわけですが、政府委員の關係上、順序を変更いたします。

日程第三四、元大山軍馬赤碓派出所跡地及び建築物拂下の請願、稻田直道君紹介、第三四二号を議題とし、紹介議員の紹介説明を聴取いたします。紹介議員がお見えになつておりませんので、宮崎君より説明をお願いいたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

川野委員長 御異議がないようでございます。さう決定いたします。

表者一同捺印の上、請願陳情いたしま
す。
かような趣旨であります。何とぞ御
審議の上、御採択あらんことをお願い
いたします。

○川野委員長 この際政府委員よりの
御答弁がありましたら、伺いたい
と存じます。森岡説明員。

○森岡説明員 お答えいたします。本
請願は無償で拂下げられたいという御
趣旨であるようでありますが、現行
の國有財産法では、無償で拂下げをな
し得る場合はごく少数に過ぎず、ま
て、かつ具体的に列挙して規定してあ
りますので、本件のごときは無償で拂
下げることではできないことになってお
ります。これを交換し、その他支拂い
手段として使用し、または適当な対價
なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し
付けてはならないということになつて
おりますので、國有財産の無償拂下げ
につきましても、國有財産法において
制限的に規定いたしてあります。公共
性のきわめて強い場合とか、不当に相
手方に利益を供與しないと思われ場合
に對して、具体的に無償譲渡の範圍
が規定せられておるわけでありませ
ぬ。

次に、有償で拂い下げるといふこと
にいたしまして、本請願の対象となつ
ております土地及び建物、連合軍
から返還されておるかどうかというこ
とにつきまして、急速に調査をしなけ
れば、はつきりした回答は申し上げら
れないと思つておりますが、正式
に返還済みでない、拂い下げること
はできないわけでありませぬ。請願の中
にありました土地につきましては、大
蔵省といたしましては、農地に轉用す
るといふことにつきましては、農地委

員会が農耕適地であるといふことを認
めた場合には優先的に農林省に管理が
えをいたしまして、農林省で自作農創
設の線に沿つて拂い下げるといふこと
になるわけでありませぬ。建物につい
て、新制中学の校舎に使用したいとい
うことではあります。これは有償で
あります。善処できる問題であ
らうと思つております。もちろん正式返還が
前接ではございませぬ。

○川野委員長 次は日程二五、学習用
水彩絵具に対する物品税免除の請願、
三宅則義君紹介、文書表第二四五号を
議題とし、紹介議員の紹介説明を聴取
いたします。三宅則義君。

○三宅則義君 たいま議題となり
ました学習用水彩絵具に対する物品税
免除の請願について、私は説明いたし
たいと存じます。

この学習用の水彩絵具につきまし
ては、すでに学習用のクレオンに對し
ましては免税になつておるのでありま
す。小学校の児童がすべて使います
ところの学習用の具に對しましては
は、もちろんクレオンと同様に物品税
は、免除せられてしかるべきであると
考へておるものであります。ことに平
和國家、文化日本の建設にあたりま
して、ぜひとも情操教育上から考へま
しても、この水彩用に使いますところ
の学習用の具につきましては、せ
ひ物品税を免除していただきたくと思
つておるのであります。この際参考
に申し上げておきますが、現在日本に
おいて生産いたしますものは、学習
用の水彩絵具はチューブ入りが十五
万ダース、これに對します物品税が
一千七百七十万円、皿入りの製造ダ
ースが十五万ダースで、これに對しま

る物品税が九百六十万円でありまし
て、合計二千七百三十万円が物品税と
相なつておるのであります。この
事柄につきましては、皆様御承知の
通り、現在におきましては相当の家庭
の負担にも相なることと思つておるか
らして、この学習用の水彩絵具に對
します物品税は、ぜひ物品税から免
除してもらいたいと思つておる。私
どもは請願いたしたいと思つておるの
であります。そして國民藝能教育の特
に色彩教育といふことにつきまして
は、文化國家の建設の基礎となるもの
と考へるのであります。皆様御
審議の上、ぜひとも学習用の具につ
きましての物品税を免除せられんこと
を、特にお願いする次第であります。

○川野委員長 この際政府側におい
て御意見がございませぬば、伺いたい
と思つておる。山本説明員。

○山本説明員 たいまの学習用水彩
絵具に對する物品税免除の問題につ
いて御説明を申し上げます。

御承知のように、学習用の水彩絵
具に對しましては、物品税といたしま
しては最低の百分の二十の税率によ
つて課税をいたしております。クレオ
ンの方は全然課税いたしてございませ
ぬ。その取扱を異にいたしました理
由は、クレオンはもつぱら学童ないし
幼児が使う。水彩絵具につきまして
は、そういうふうにはつきりしないこ
とと考へられますので、こういふよう
に取扱を異にしておるわけございま
す。小学校、中学校の児童または
生徒の用に供する絵具でございま
して、小学校または中学校で購入する場
合には、一定の免除の手続をとりませ
れば、学習用として免除の取扱をい

たしております。これをクレオンと同
様に全然課税からははずすといふこと
につきましては、水彩絵具の性質上、
またほかのものとの均衡もございま
して、なか／＼困難ではないかと存じて
おります。

○三宅則義君 たいま政府の御説
明がございませぬば、特に私は小学校
で使いますものは、ほとんど水彩用
学習用の具であると思つております
が、これに對しましては、今御説明も
ありましたが、せい／＼三千万円以内
の物品税でありますから、ぜひ／＼
免除せられんことを特に希望いたした
と思つております。

○川野委員長 次は日程第三三、毛織
物消費税軽減の請願、阿佐美廣治君外
二名紹介、文書表第三二二号を議題と
いたします。紹介議員がお見えになつ
ておりませぬので、高間松吉君の代理
紹介をお願いいたします。高間松吉君。

○高間松吉君 紹介議員の阿佐美廣治君
が見えませぬから、私がかわつて御説
明申し上げます。

現行毛織物消費税の過重なる賦課に
對し、左記の通り実情を具申し、賦課
率の減少方ごあつせん相願ひ上げた
く、關係團體連署をもつて請願いた
します。毛織物消費税率は、戦前八分
り戦時中一分五分となり、現行四割に
まで激増されました。右は混紡率羊毛
一割、スフ九割の低級品にまで同一率
をもつて賦課されております。かかるに
綿スフ及びガラ紡、特紡製品に對して
一割の課税であるのは、思うに毛織物
をもつて一種のぜいたく品なりとの観
念によること多きものと推察されま
す。現在毛織物の國內需要は、工
業用資材のほか、鉸山及び農山漁村用

並びに鉄道通信等、官公署學童の衣料
として不可欠の必需品のみであつて、
ことごとく國の計民生産に基くもので
あり、決してぜいたく國內にあるもの
ではなく、その配給使命は如上の消費
者層を一掃するならば、綿スフ織物
等、異なるところがないと信ぜられま
す。なお毛織物のマル公はヤール一
円以上に及ぶもの多くこの價格の四割
が消費税として生産者に賦課される開
係上、中央配給より末端小賣業者に至
る過程において、その價格は雪だるま
式に高價なるものとなるを免れませ
ん。このために來るおもなる弊害を左
に列記すれば

- 一、多額の消費税納付により生産者
は一層の資金難に陥り、金詰りに
拍車をかけ、荷渡上にも少からず
支障を起す結果となる。
 - 二、消費税回避の窮余の策として、
毛製品横流しの方法に出ることを
助長する傾向を生ずる。
 - 三、ガラ紡、特紡製品等消費税の低
きものが、高税の紡毛製品と呼稱
されて、やみ市販されることを防
ぎがたい。
 - 三、配給所、商店及び百貨官に毛織
物消費の多きは、品質の割合に消
費税加算による高値に原因するの
は明らかである。
- 前述のごとき諸点を考察するなら
ば、毛織物消費税をこの際即時減少
し、少くとも綿、スフ織物等と同率に
せらるるを至当と考へられます。右に
より政府財源が窮乏するとならば、綿
スフその他大量生産品の織物消費税を
実情に即して改正し、織維製品の消費
税は少くとも一律とせられんことを切
望してやまぬ次第であります。

以上の通り御説明申し上げます。

○川野委員長 本請願に対し政府側の御意見がございますならば、この際お伺いいたします。

○山本説明員 毛織物の消費税軽減の問題でございますが、特に織物消費税につきましては、この前の機会に御説明申しましたように、財政事情からいたしまして、税収の総額を減らすという事はなかなか困難でございますけれども、ただいま一〇%課税のものと、四〇%課税のものにわかれておりますのを、適当に調整したらいかかかという趣旨に基づきまして、いろいろと研究いたしました。諸般の支障がございますので、まだ実現に至らなかつたという事情がございます。これもその一環として、将来研究いたしたいと存じておるのでございますが、ただ毛織物全体といたしまして、縮スフに比較しまして、一般的に申した場合に、やはり多少高級の消費であるというこ

とは、いなめないのではないかと思ひます。しかしながら壁頭に申し上げますように、織物消費税全体の問題としまして、税率調整の問題は十分研究して参りたい、こう存じておる次第であります。

○川野委員長 それでは日程第二〇、海客に対する物品税撤廃の請願、多田勇君紹介、文書表第二三一号と、日程第三六、海客に対する物品税撤廃の請願、多田勇君紹介、文書表第三五三号は同じ議題でございますので、一括議題といたします。紹介議員がお見えになりませんので、田中君に代理紹介をお願いします。田中君之進君。

○田中(總)委員 紹介議員の多田君がおられませんか。便宜上私から請願

の趣旨を御説明申し上げます。

のり漁業に従事する者は、全国に約二十八万五千人余りあるものであります。北は若手から南は熊本に至るまで、漁業会は数にして二百、従業員は今申しましたように二十八万五千人に上りまして、その生産高も年十億五千万枚で、沿岸漁村の生計の中心をなしております。この重要な産業であります。物品税を初めとする九種目における税の負担と、金融資材面における梗葉状態並びに朝鮮のりの大量輸入等で、非常に経営困難な事態に陥つておるのであります。戦前のり漁業は、水産業中最も強度の問屋仕込み制度のもとに、漁業者が置かれておつたのであります。再びかような状態にかわりつつありまして、零細なる小漁業者はきわめて窮乏を告げておるのであります。つきましては、従業しておるのり漁業者が全国の沿岸漁村に及ぶ重要漁業であるということ、並びにのりの栄養価がすぐれておつて、國民の食生活になくてはならない栄養源であるということ、また漁期が比較的短かくて、資材がわずかばかりで計画的に收穫をはかり得るといふような事情を御確認願ひまして、この漁業の將來の発展のためと、現在ののり関係に従事しておる漁業者の困窮を救うために、のりに対する物品税を撤廃していただきたいというのが、請願の趣旨でございます。

何とぞ委員会におきまして、御探振あらんことをお願いする次第であります。

○川野委員長 本請願に対し、政府側の御意見がございますならば、この際お伺いいたします。

○山本説明員 のりに対する物品税の問題でございますが、のりに対しましては、ただいま物品税といたしまして最低の百分の二十の税率によつて課税をいたしております。

「委員長退席、官議委員代理着席」
食糧品で物品税のかかつておりますものうち、大部分、バター、チーズ、クリーム、その他のジャム、それから酒かす、ハム、ベーコン、ソーセイジ、寒天、カンぴん詰類等、全部二割の課税をいたしておりますが、のりの物品税は、のりというものが一應嗜好品のなものでございますので、もしただいま申し述べましたようなものに対しまして、物品税を課するといはしますれば、つり合ひ上二割程度の課税はやむを得ないものではないかと存じておる次第でございます。本請願の実現は、相当困難であろうと考ふるような次第でございます。

○田中(總)委員 財政事情からの困難さということも了解できないではないのであります。何分にも零細なる漁民のことでございますから、これが撤廃について、政府当局の稼段の御努力を重ねて要請いたします。

○官議委員代理 皆さんにお話いたしました。三時三十分から本会議が開催されるので、本日はこの程度で散会いたします。残余の請願は次会に譲りたいと思ひますが、御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○官議委員代理 それでは本日はこれをもちて散会いたします。
午後三時二十九分散会

米國対日援助見返資金特別會計法案 (内閣提出) に関する報告書 請願に関する報告書 「都合により別冊附録に掲載」